

**(仮称) 山崎地区屋内温水プール
施設整備事業**

要求性能基準書

平成14年5月24日

鎌倉市

目 次

1 . 設計・建設	2
1-1.基本方針	2
1-2.基本要件	2
1-3.施設仕様	8
2 . 維持管理	15
2-1.維持管理責任者の選任及び維持管理計画書の提出	15
2-2.建物設備の維持管理	15
2-3.清掃	15
2-4.外構の清掃	16
2-5.警備	16
2-6.排水、廃棄物処理	16
3 . 運 営	17
3-1.運営責任者の選任及び運営業務計画書の提出	17
3-2.施設運営	17
3-3.プールの運営	18
3-4.水質基準	21
3-5.プール付帯施設の衛生管理及び安全管理	23
3-6.屋内環境	24
3-7.トレーニング室（スタジオを設置する場合はこれを含む）の運営	25
3-8.談話室の運営	25
3-9.各種催し等の運営	25

本「要求性能基準書」は、鎌倉市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき特定事業として選定した「(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業」を実施する選定事業者を募集及び選定するに当たり、募集に参加しようとする者に交付する「募集要項」と一体を成すものである。

1 . 設計・建設

1-1. 基本方針

- ・本計画施設の建設に関しては、国土交通省から出されている仕様書（建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書等）、神奈川県福祉の街づくり条例等法令を最大限取り入れ建設等を行うこと。
- ・耐久性に配慮した設計・工事等を行い、事業継続性の向上に資する経済的な施設とすること。

1-2. 基本要件

(1) 敷地条件

ア 事業計画地	神奈川県鎌倉市山崎 1390 番地外
イ 敷地面積	2,443.55 m ²
ウ 区域	都市計画区域（市街化区域）
エ 用地地域	準工業地域
オ 建蔽率	60%
カ 容積率	200%
キ 道路斜線	1.5A
ク 隣地斜線	31m + 2.5A
ケ 日影規制	5時間～3時間（H = 4m）

(2) 適用法令等

- ・スポーツ振興法
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・電波法
- ・消防法
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・水道法

- ・電気事業法
- ・地方自治法
- ・民法
- ・商法
- ・神奈川県福祉の街づくり条例
- ・鎌倉市都市景観条例（平成7年9月19日条例第10号）
- ・遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- ・神奈川県水浴場等に関する条例
- ・鎌倉市開発事業指導要綱
- ・その他本計画事業に必要な法令等

(3) 構成、配置及び全体動線計画等

- ・当該敷地は、都市基盤整備公団鎌倉山崎団地（以下、「公団鎌倉山崎団地」という。）の南側に隣接し、東側は公園に接していることに配慮すること。
- ・配置計画においては、北側道路をメインアプローチとし、公園と一体となった配置建物計画とすること。また、南側近隣住宅との離隔を十分とった計画とすること。
- ・建物のメイン入口は、北側道路からアプローチする利用者の利便性を考慮し、設計すること。
- ・バリアフリーに配慮した設計とすること。

(4) 工事に伴う条件

ア 地盤調査について

- ・地盤調査は、平成7年11月に「鎌倉山崎団地土質調査業務」（報告書）住宅・都市整備公団 関東支社（株式会社 地盤コンサルタンツ）において実施している。
- ・なお、参加事業者の責任において、当該報告書の内容を必要に応じて解釈し、利用すること。

イ 建設等に伴う各種申請

- ・建設等に伴う許認可等各種申請は、選定事業者が自己の責任において行うこと。ただし、選定事業者が市に対して協力を求めた場合、市は資料の提出その他について協力するものとする。

ウ 騒音対策

- ・本計画施設北側には、公団鎌倉山崎団地、南側近隣住宅など住宅地内に隣接するため設計にあたっては騒音対策を施すこと。

(5) 外構計画

- ・本計画施設が必要とする外構工事については、利用者のサービス向上を考慮し、選定事業者の責任において行うこと。

ア 植栽

- ・本計画施設は、住宅地内にあることから、周囲の景観と調和のとれた植栽を配置すること。

イ 駐車場の設置

- ・50台以上の駐車場を設置すること。(障害者及び事業用車両分を含む。)

ウ 駐輪場の設置

- ・65台以上の駐輪場を設置すること。

(6) 設備仕様

ア 基本仕様

- ・更新性・メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・主要機器は原則として屋内設置とする。
- ・室外機等屋外に設置する場合は、低騒音タイプとし、防音パネル等で囲うなど騒音対策を行うこと。
- ・風水害・落雷・断水・停電・大火等の災害を考慮して計画すること。

イ 電気設備

(ア) 電灯設備

- ・各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行うこと。
- ・非常照明、誘導灯(バッテリー内蔵型)は関連法規に基づき設置すること。
- ・外灯は施錠外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

(イ) 動力設備

- ・各空調機、ポンプ類等の動力機器の制御盤の製作、並びに、配管配線・幹線配管配線等を行うこと。
- ・動力制御盤は原則として機械室内に設置すること。

(ウ) 受変電設備

- ・受電方式は業務電力とすること。

(エ) 非常用電源設備

- ・各関連法規の予備電源装置を設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設備すること。
- ・対象負荷は関連法規を満たすとともに、事務室等の運用上必要な室の照明とコンセント等の設備に送電可能とすること。

(オ) 電話設備

- ・建物内各室に配管等を行うこと。
- ・各室に最低1台の電話機を設置すること。

(カ) 情報配管設備

- ・LANが導入可能なように、幹線敷設用ケーブルラックをOAフロアー設置想定室に布設すること。

(キ) 電気時計設備

- ・親時計を監視室に設置し、施設内要所に小時計を設置すること。

(ク) 放送設備

- ・消防法に定める非常放送設備及び業務連絡放送設備を設置すること。

(ケ) テレビ共同受信設備

- ・UHF・VHF・FM・AM・CATVが受信できる設備を整備すること。

(コ) 火災報知設備・防火排煙設備

- ・監視室に主受信機を設置すること。

(サ) テレビ電波仕様外防除施設

- ・本計画施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、本工事にてテレビ電波障害防除施設を設けること。ただし、事前事後調査等のテレビ電波障害調査書の提出を行うこと。

(シ) 配電線路・通信線路設備

- ・電力、電話回線の引き込み及び外構に供する配管回線設置を行うこと。

(ス) エレベータ設備

- ・監視室に運転監視盤・エレベーター用インターホンを設置すること。

(セ) 公衆電話

- ・適宜、公衆電話を設置すること。

ウ 機械設備

(ア) 空調設備

- ・監視室においても一括管理ができるようにすること。

(イ) 換気設備

- ・建築基準法に基づくとともに、また、熱、水蒸気、油、粉塵、臭気を除去し適切な換気設備を設けること。

(ウ) 排煙設備

- ・建築基準法に基づき設置すること。

(エ) 自動制御設備

- ・監視室において各室の空調、換気設備の操作が可能とすること。
- ・また、各室において温度調整が可能とすること。

(オ) 給水設備

- ・受水槽を設けた給水設備を設置すること。

(カ) 排水設備

- ・排水方式は雨水・汚水分流式とすること。

(キ) 給湯設備

- ・供給箇所は各室の洗面器、流し、プール用器具とすること。

(ク) 消火設備等

- ・消防法等関連法規に基づき設置すること。
- ・消火器を適宜設置すること。
- ・採水口を設置すること。

(7) 周辺インフラ整備状況

- ・周辺インフラの整備状況は下記ア～カの通りである。なお、これと合わせて募集要項「参考資料2 インフラの状況」も参照すること。

ア 上水道

- ・敷地周辺の本管 北側道路 150 (ダクタイル柱鉄管)
- ・引込取出本管 北側 100 (100 ~ 150 の場合は要相談)
- ・技術指針の有無 有「給水条例施工規則」

イ 下水道 (汚水)

- ・敷地周辺の本管 北側道路 VU 250
- ・放流方式 分流式
- ・除害施設の設置義務 必要に応じて鎌倉市との調整が必要
- ・技術指針の有無 有「鎌倉市下水道条例」

ウ 下水道 (雨水)

- ・敷地周辺の本管 北側道路 HP 150
- ・放流方式 分流式
- ・浸透施設の有無 無
- ・雨水貯留槽の有無 有
- ・技術指針の有無 有「鎌倉市下水道条例」

エ 都市ガス

- ・敷地周辺の本管 北側道路 200 (ポリエチレン管)
- ・技術指針の有無 有「東京ガス社内基準」

オ NTT

- ・引込配管 50×2本

カ 電気

- ・引込容量 事業者の容量による

(8) その他

- ・本計画施設は、平成9年度に実施設計を終了している（旧住宅都市整備公団）。市としては、この実施設計にとらわれることなく、民間事業者の提案に期待するものであるが、参考として利用する場合には、募集要項のとおり購入すること。

1-3. 施設仕様

(1) 基本仕様

- ・建物の構造強度については、建築基準法に準拠するものとするが、非構造部材についても耐震等の対策を講じた安全な施設とすること。
- ・快適性、安全性、経済性の追求、省人化の運営とするのに必要な換気、断熱、採光、照明、遮音、防災、放送通信等の設備を備えた施設とすること。
- ・小学校・中学校の児童、生徒等の利用に配慮し、窓、扉、壁、床、照明、家具等について破損又はケガをしにくい仕様とすること。
- ・施設のデザインについては、周辺住宅、隣接公園との整合性に配慮したものとすること。
- ・施設の機能として、IT化の進展に対応できる施設整備を行うこと。
- ・災害時の飲料水確保の為、エバラ EW-2E 程度の緊急浄水装置を1台購入し、維持管理すること。

(2) プール施設

ア プール室

- ・メインプールは、最低限、25m×7コースとし、(財)日本水泳連盟プール公認規則（以下「公認規則」という。）に定める標準競泳プールに準ずるプールとすること。ただし、公認規則第3章『標準競泳プール』のうち、端壁の水面上の立上り、並びに、接続する他プールとの併設禁止に関する規定については適用しない。

また、水深との関係からスタート台の設置が不適切な場合には、スタート台の設置は必要ないものとする。

- ・端壁は立ち上がりをなくし、障害者や高齢者など、並びにその他一般の利用者が利用しやすい構造とすること。
- ・プール本体には、スロープを設置すること。
- ・プール本体は不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。また、プール本体の規模に応じて、適当数の水深表示を行うこと。
- ・プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮して、十分な広さを有すること。不浸透性材料を用い、かつ、水際の部分は滑り止めの構造とすること。通路は、不浸透性材料を用い、かつ、滑り止めの構造とすること。
- ・給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。
- ・排水口及び循環水の取入れ口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ、ボルト等で固定させる(蓋の重量のみによる固定は不可)とともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置すること。また、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。なお、排水設備は排水路を含め、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。
- ・プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。)が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- ・循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。なお、取水口等はできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。
- ・循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力

を有すること。

- ・循環ろ過装置は、原則として1日中運転すること。
- ・循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.1度以下であること。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。
- ・原則として、オーバーフロー水を再利用する構造とすること。また、オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。
- ・シャワー設備は、更衣室及びトイレからプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。また、洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。
- ・プールサイドに、うがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。また、洗面・洗眼ができる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がりシャワーを設けること。これらは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。また、飲用に適する水が供給されるものであること。
- ・屋内プールにおける端壁付近の内側の水平面照度が600ルクス以上になるような照明設備を設けること。
- ・空気中の二酸化炭素濃度を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。また、効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。
- ・遊戯等のための設備を設ける場合は、危険防止上、適切な構造設備のものとすること。
- ・幼児用プールは、未就学児が安全かつ安心して利用できるものとし、水深は0.4m~0.6m程度とすること。
- ・一般利用に供している時間帯は、少なくとも一般利用に供しているプールの一部（メインプールの2コース、またはサブプールの全面のいずれか、もしくは両方）について、障害者や高齢者などが安全にプールを利用できる水深（0.6m以上1.0m未満）にすること。
- ・市主催水泳大会など競技で使用する場合は、メインプールの全コースを、(財)日

本水泳連盟プール公認規則に定める標準競泳プールとして利用できる水深（1.0m以上）にすること。

- ・小学校利用の際は、メインプールの2コースにおいて、児童が安全にプールを利用できる水深（0.6m以上 1.0m未満）に調整できること。なお、水泳実習授業を行うに十分な広さのサブプールを備える場合で、当該サブプールの水深が、児童が安全にプールを利用できる水深（0.6m以上 1.0m未満）に調整できる場合は、前記メインプールでの水深調整は必要ないものとする。
- ・サブプール及びジャグジーは提案による。
- ・プール室には、最低限、次の備品を備えること。
 - コースロープ
 - フライングロープ
 - 背泳用5mラインロープ
 - 適当な数のビート板
 - 掃除用用具

イ 見学コーナー

- ・スクール、プール等の見学のための見学コーナーをプール室に接して設けること。
- ・見学コーナーには、適当な数のベンチを設けること。

ウ プール器具庫

- ・プール備品を収納する倉庫をプール室に接して設けること。
- ・薬品等を保管する倉庫は、利用者などがみだりに立入りできないような構造とすること。

エ 更衣ロッカー室

- ・男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とすること。
- ・利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できるロッカーを、男女各160人以上設置すること。
- ・独立した更衣ブース、シャワー、トイレを設置すること。
- ・洗面カウンターを設けること。
- ・適当な数のドライヤーを備えること。

オ 身障者用更衣室

- ・身障者用の更衣室、シャワー室、トイレを設けること。
- ・玄関ホールからプールに至る経路を設け段差の無いものとする。
- ・身障者用更衣室には、次の備品を備えること。
 - カーテン
 - ロッカー
 - ドライヤー
 - ベッド

カ 監視室・医務室

- ・プールの安全管理、監視、事故を防ぐために監視室をプール室に面した位置に設けること。また、医務室を設けること。
- ・監視室は、医務室の機能を兼ね備えるものでも構わない。また、身障者用更衣室と一体としてもよい。
- ・火災報知器監視盤、非常放送設備、エレベータ運転監視盤、各設備運転監視盤など、各種機器の集中管理パネルを設置すること。
- ・監視室・医務室には、次の備品を備えること。
 - ベッド、薬品棚
 - その他必要な備品等

(3) トレーニング施設

ア トレーニング室

- ・健康増進、筋力のアップを行うためのトレーニング室を設置すること。
- ・トレーニング室の広さは200㎡以上とすること。
- ・トレーニング室には次の備品を備えること。
 - 適当な数、種類のトレーニングマシン
 - マット等

イ スタジオ

- ・スタジオを提案する場合は、音楽設備を設け、防音にも注意すること。

(4) 共用施設

ア 受付

- ・運営全般に関わる事務を行う受付を設置すること。

- ・受付では、受付業務のほか、施設利用相談業務、利用予約受付業務、備品貸出業務などを行うこと。
- ・運営事務全般に必要な備品等を備えること。

イ 機械室・電気室

- ・温水プール用のバックアップ装置は必ず設置すること。

ウ 廊下・階段

- ・多人数の仕様に配慮し、機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のあるものにすること。
- ・安全でわかりやすい避難動線に配慮すること。

エ 休憩コーナー

- ・談話、休息できるスペースを設置すること。
- ・休憩コーナーには、自販機等、並びに適当な数のベンチ等を設置すること。

オ エントランス

- ・メインエントランスは、障害者などが利用しやすいように段差などを設けないこと。
- ・メインエントランスの出入り口は、スライド式の自動ドアで間口に余裕があること。
- ・外部との繋がりを意識し開放感のあるホールとすること。
- ・エントランス内には、適当な数の傘立て、公衆電話等を設置すること。

カ エレベーター

- ・エレベーターは9人規模で、障害者対応のものを1基設置すること。

キ トイレ

- ・適切な位置に男女別トイレを設置すること。
- ・身障者用トイレを設置すること。身障者用トイレは、多目的トイレとし、乳幼児と父兄も利用できるようにすること。

- ・トイレ内にはオムツ台を設置すること。

ク 談話室

- ・地域の住民が集い、また、利用者が寛げるように談話室を設置すること。
- ・談話室は1階に設置し、地域住民利用を考慮した配置とすること。
- ・談話室には、必要に応じて机や椅子などの備品を備えること。

ケ 倉庫

- ・共用備品等を収納する倉庫を設置すること。

コ ごみ置き場

- ・1階にごみ置き場を設置すること。
- ・ゴミは、指定袋（有料）に入れること。

2 . 維持管理

2-1. 維持管理責任者の選任及び維持管理計画書の提出

(1) 維持管理責任者の選任

- ・維持管理の実務を行わせるため、維持管理責任者を置くこと。維持管理責任者は兼任でも構わない。

(2) 維持管理計画書の提出

- ・選定事業者は、維持管理業務計画書を作成し、条件規定書において定める方法により、市に提出すること。

(3) 維持管理業務報告書の提出

- ・選定事業者は、本計画施設の日々の維持管理等状況を正確に反映した月報及び年度報告書を維持管理業務報告書として市に提出すること。

2-2. 建物設備の維持管理

(1) 法定点検

- ・関係法令等を遵守して実施すること。

(2) 日常及び定期点検並びに保全

- ・利用者、従業者及びその他第三者の安全、衛生等に害を及ぼすことがないように建物設備の日常点検及び定期点検並びに保全を実施すること。

2-3. 清掃

(1) 日常清掃

- ・仕上げに応じた適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ、錆び等がない清潔な状態に保つこと。
- ・トイレの床及び便器類は清掃・洗浄し、衛生管理に努めること。

(2) 定期清掃

- ・日常清掃では除去することができない汚れなどを除去するため、選定事業者の判断で定期清掃を行うこと。また、必要に応じて衛生害虫の駆除を行い、害虫が発生しないようにすること。

2-4. 外構の清掃

(1) 駐車場、駐輪場等

- ・必要に応じて駐車場、駐輪場等の状況を点検・見回りし、空缶、紙屑、吸殻等を拾い掃き又はほうきで清掃すること。

(2) 植栽管理

- ・植栽に枯れ等がなく、剪定・刈り込み等を定期的を実施して、常に整備された状態とすること。

2-5. 警備

- ・機械警備を標準とし、異常の発生に際して速やかに現場に急行して、状況の確認、関係者への通報連絡等を行えるようにすること。

2-6. 排水、廃棄物処理

(1) 排水

- ・プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

(2) 廃棄物処理

- ・厨芥、雑芥、ガラス・金属くず等及びリサイクルできるものなどを区分して回収・集積すること。
- ・廃棄物の集積場所は常に清潔な状態にし、衛生管理並びに近隣環境に配慮すること。

3 . 運 営

3-1. 運営責任者の選任及び運営業務計画書の提出

(1) 運営責任者の選任

- ・本計画施設の運営に関わる責任者として、運営責任者を置くこと。運営責任者は兼任でも構わない。

(2) 運営業務計画書の提出

- ・選定事業者は、運営業務計画書を作成し、条件規定書において定める方法により、市に提出すること。

(3) 運営業務報告書の提出

- ・選定事業者は、本計画施設の日々の開館状況や利用者数等を正確に反映した月報及び年度報告書を運営業務報告書として市に提出すること。

3-2. 施設運営

(1) 営業日数・営業時間

- ・年間の営業日数は最低で280日とし、当該範囲内で選定事業者が決定すること。
- ・1日の営業時間は、9時までに開館し、22時までに閉館することとし、当該範囲内で選定事業者が決定すること。

(2) 最低限一般利用に供する範囲

- ・一般利用に供するメインプールのコース数は原則として最低5コースを確保すること。
- ・学校利用の際は、一般利用の状況に応じてメインプールの2～3コースを確保すること。ただし、水泳実習授業を行うに十分な広さのサブプールを備える場合で、当該サブプールの水深が、児童が安全にプールを利用できる水深(0.6m～1.0m未満)に調整できる場合は、小学校1～2学年の水泳実習授業を当該サブプールで行うこととし、その場合の一般利用に供するメインプールのコース数は原則と

して最低5コースを確保すること。

- ・時間や季節によって一般利用に供するメインプールのコース数が上記最低コース数を下回るときは、事前に市に申請し許可を得ること。
- ・幼児用プールは、常に一般利用に供すること。
- ・トレーニング室は、常に一般利用に供すること。
- ・ジャグジー（提案があった場合）は、常に一般利用に供すること。
- ・採暖室（提案があった場合）は、常に一般利用に供すること。

(3) 入退場管理

- ・利用者の入退場は、コンピューター等を導入して効率化を図るとともに、安全管理や衛生管理を適正に行うことができるようにデータ等を整理すること。

(4) その他

- ・万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。
- ・利用者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。
- ・利用者の注意事項、利用時間、施設の見取り図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ・本計画施設の閉館後は、直ちに設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

3-3. プールの運営

(1) 衛生管理者の選任及びプール日誌の提出

- ・プールにおける安全で衛生的な運営の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。衛生管理者は兼任でも構わない。
- ・衛生管理者はプール日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況、水温、新規補給水量、水質検査結果等を記録すること。プール日誌は、維持管理業務報告書や運営業務報告書等とともに、毎月及び年度に一度、市に提出すること。

- ・衛生管理者となる者について必要とされている「プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能」については、具体的には、主として次の五点に関する知識及び技能であること。

プールの水質管理

プール設備の維持管理

プール施設内の清掃

プールにおける疾病とその予防

プール施設内での事故防止と救護対策

(2) 衛生管理

- ・水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- ・遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- ・唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水にだ液やたんを吐かせないこと。
- ・プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに管轄の保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。
- ・水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。
- ・遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、プールを利用させないこと。
- ・不特定多数の者が使用するものについては、必要に応じて清掃・整備を行い、常に衛生的な状態にしておくこと。

(3) 安全管理

- ・遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視室を設けること。また、緊急時に直に対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。
- ・監視員は監視室から、プールの水域をもれなく監視すること。なお、救護員(監視員を充ててもよい。)をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。救護員は、応急救護の訓練を受けた者を充てること。この場合、ス

イミングクラブの指導者等でプール内又はプールサイドにいる者は救護員とみなして差し支えない。また、プールサイド等の安全確保に配慮すること。

- ・他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。

(4) 温度管理

- ・プール水温については、利用者が快適に利用できるよう、適切な水温に管理すること。
- ・プール室内温度については、利用者が快適に利用できるよう、適切な室内温度に管理すること。

(5) 薬品保管

- ・プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。また、薬品を保管管理するための設備の出入口は利用者などがみだりに立入りできないような構造であること。
- ・使用する薬剤が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。

(6) プール内部の衛生管理及び安全管理

- ・開館前や閉館後に水中掃除機等でプール内部を清掃するなどしてプール内部に浮遊ごみや沈殿物がないようにし、日常的に清潔で、かつ使用に適する状態に維持すること。
- ・定期的に水を抜き、底面・側面等を入念に洗浄すること。
- ・タイル貼りの場合には、剥離、欠け、目地の欠落がないようにすること。
- ・鋼板、ステンレス、アルミニウムなど金属製のプールは、表面塗装の剥がれやひび、浮き、裂け、錆びがないようにする。
- ・プールの排水口及び循環水の取入れ口の格子鉄蓋や金網が正常な位置にあり、欠損・変形がないこと、それらを固定しているネジ、ボルト等の欠落・変形等がないこと等を確認すること。

(7) プールサイドの衛生管理及び安全管理

- ・ 1日に2～3回程度を目処に清掃を行うとともに、随時点検し、毛髪、糸くず、砂粒、固い異物（ガラス片や金属片など）がないようにすること。
- ・ 排水溝は毎日点検して、つまりなどがないことを確認すること。
- ・ プールサイドの床面等に損傷がある場合は直ちに補修することとし、補修が済むまでは危険であることを明示して利用者の安全を確保すること。

(8) 循環濾過装置等の運転

- ・ 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- ・ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。
- ・ 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- ・ プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。
- ・ オーバーフロー水の再利用にあたっては、十分な浄化及び消毒を行うこと。

3-4. 水質基準

- ・ プールの水質は、原則として、厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準」、文部科学省「学校環境衛生の基準」及び神奈川県「神奈川県水浴場等に関する条例」に基づく基準値等を上回るよう管理運営を行うこととする。

(1) 水質基準

- ・ プール原水は、水道水あるいは水道法で定める水質基準に適合する井水とすること。なお、井水を利用する場合は、事前・事後に調査を実施し、周辺の地盤沈下や湧水など近隣対策を含めて選定事業者が責任をもって対応すること。
- ・ 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- ・ 濁度は、2度以下であること。
- ・ 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- ・ 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であること。
- ・ 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg

／L 以上 0.4mg / L 以下であること。また、亜塩素酸濃度は 1.2mg / L 以下であること。

- ・大腸菌群は、検出されないこと。
- ・一般細菌は、200CFU / mL 以下であること。
- ・総トリハロメタンは、0.2mg / L 以下であること。
- ・オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、上記に定める基準を適用する。
- ・オゾン処理設備・紫外線処理設備を設ける場合は、安全面にも十分な構造設備であること。オゾン発生装置については、プールの循環設備におけるオゾン注入点がる過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。又、プール水中にオゾンは検出されないこと。

(2) 水質の検査方法

- ・水素イオン濃度は、比色法又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- ・濁度は、標準系列透視比濁法又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- ・遊離残留塩素は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法 (DPD 法) 又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- ・有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) は、滴定法によること。
- ・総トリハロメタンは、PT-GC-MS 法 (パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法)、HS-GC-MS 法 (ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法)、PT-GC 法 (パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ) によること。
- ・大腸菌群は、乳糖ブイヨン-ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地 (LB-BGLB) 法、又は特定酵素基質培地 (MMO-MUG) 法によること。
- ・一般細菌数は、標準寒天培地法によること。
- ・プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上の測定(このうち 1 回は、遊泳者数のピーク時に測定すること。)を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群及び一般細菌については、毎月 1 回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年 1 回以上の測定(6 月から 9 月までの時期とすること。)を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。利用者が多数である場合等汚染負荷量が大い場合

には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

- ・水質検査の試料採水地点は、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 箇所以上の水面下 20cm 及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。
- ・消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

(3) その他

- ・水質検査の結果が、水質基準に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。

水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

遊離残留塩素濃度が 0.4mg/L を下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上としてから遊泳を再開すること。

大腸菌群が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4mg/L を下回った場合には上記の措置を講ずること。また、0.4mg/L 以上であった場合には、大腸菌群の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

二酸化塩素を消毒に用いる場合の 及び の適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が 0.4mg/L を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2mg/L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

- ・気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

3-5. プール付帯施設の衛生管理及び安全管理

(1) 更衣室の衛生管理及び安全管理

- ・床面を 1 日に 1 ~ 2 回程度を目処に清掃を行うとともに、随時点検し、紙くずや

ほこりがないようにすること。

- ・足拭き用マットを常備する場合は、毎日、洗濯・乾燥・消毒したものと取り換え、衛生に配慮すること。
- ・ロッカーは毎日点検し、内部に紙くずや忘れ物がないようにするとともに、週に1～2回程度を目処に内部の清掃を行うこと。
- ・灰皿、紙くず入れは随時点検し処理するとともに、必要に応じて容器等の洗浄を行い、清潔な環境維持に努めること。
- ・日常清掃では除去することができない汚れなどを除去するため、2ヶ月に1～2回程度を目処に定期清掃を行うこと。また、必要に応じて衛生害虫の駆除を行い、害虫が発生しないようにすること。
- ・更衣室内の床面等に損傷がある場合は直ちに補修することとし、補修が済むまでは危険であることを明示して利用者の安全を確保すること。

(2) シャワー室の衛生管理及び安全管理

- ・常に適温の温水が使用できるなど、利用者が利用しやすいように配慮すること。
- ・シャワー室の床面及び壁面等は、1日に2～3回程度を目処に洗浄すること。
- ・出入口等に足拭き用マットを常備する場合は、必要に応じて、洗濯、乾燥、消毒したものと取り換え、衛生に配慮すること。
- ・床面等に損傷がある場合は直ちに補修することとし、補修が済むまでは危険であることを明示して利用者の安全を確保すること。

(3) プールに付帯するトイレの衛生管理及び安全管理

- ・床及び便器類は、1日に2～3回程度を目処に清掃・洗浄すること。
- ・随時点検し、トイレトーパー・水石鹼の補充や汚物入れの処理を行うこと。

3-6. 屋内環境

- ・上屋内の空気中の二酸化炭素濃度は0.15%を超えないこと。また、2ヶ月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。空気中の炭酸ガスの含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、120cm以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から

使用終了時の適切な 2 時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

- ・屋内プールの空気中塩素ガス濃度は 0.5ppm 以下とすること。
- ・幼児や子供、高齢者、身障者などが多く利用する時間帯等にあつては、屋内プールのプール水面（全面）における水平面照度を 200 ルクス以上にすること。
- ・上記以外の時間帯等においては、100 ルクス以上にすること。なお、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示が見えるようにする等プール内及びプールサイドの安全措置が十分に講じられている場合は、水面又はプールサイドの照度が 100 ルクス未満となっても差し支えない。

3-7. トレーニング室（スタジオを設置する場合はこれを含む）の運営

- ・トレーニング室（スタジオを設置する場合はこれを含む）には、常時、適切な数の人員を配置し、監視・指導等を行うこと。
- ・トレーニング室（スタジオを設置する場合はこれを含む）に係る日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。
- ・日誌は、維持管理業務報告書や運営業務報告書等とともに、毎月及び年度に一度、市に提出すること。

3-8. 談話室の運営

- ・談話室の利用予約の受け付け、利用時間の管理などを行うこと。
- ・談話室の利用日誌を作成し、利用状況等を記録すること。

3-9. 各種催し等の運営

(1) 小学校利用

- ・近隣の山崎小学校が、水泳の実習授業として本計画施設を利用する際は、設備面での支援を行うこと。なお、学校利用時の安全管理は学校側で行う。
- ・毎年度の詳細な利用計画は、山崎小学校の提案に基づき、前年度に市と選定事業者が協議のうえ決定することとする。
- ・学校利用時の事故・損傷等については学校側が責任を負うこととする。
- ・学校利用の際は、一般利用の状況に応じてメインプールの 4 ～ 5 コースを利用する。
- ・選定事業者から下記の提案があつた場合、小学校 1、2 年生の水泳実習授業はサ

プールで行うこととする。水泳実習授業をサブプールで行う場合、選定事業者は、授業に支障のない範囲でその他のプールを通常に利用できるものとする。

水泳実習授業を行うに十分な広さと水深調整機能を備えたサブプールが提案されており、かつ、メインプールに可動床の導入が提案されていない場合。
水泳実習授業を行うに十分な広さと水深調整機能を備えたサブプールが提案されており、かつ、メインプールに可動床の導入が提案されており、選定事業者が水泳実習授業をサブプールで行うことを希望した場合。

(2) 市主催水泳大会

- ・毎年一回、市主催の水泳大会を本計画施設において開催すること。
- ・市主催水泳大会の企画、申し込み受付、開講準備（広報等）、運営、安全管理等は選定事業者がこれを行うこと。
- ・毎年度の詳細な実施計画は、選定事業者の提案に基づき、前年度に市と選定事業者が協議のうえ決定することとする。

(3) 市民講座

- ・市民の文化、スポーツの向上に寄与するため、本計画施設で市民講座（水泳教室）を開催すること。
- ・市民講座（水泳教室）の企画、申し込み受付、開講準備（広報等）、運営、安全管理等は、選定事業者がこれを行うこととする。
- ・毎年度の詳細な開講計画は、選定事業者の提案に基づき、前年度に市と選定事業者が協議のうえ決定することとする。

(4) 鎌倉水泳協会による利用

- ・水泳協会と選定事業者の協議により詳細を決定することとする。なお、選定事業者は、可能な範囲で当該水泳協会主催の水泳大会開催に協力することとする。